

令和 3 年 8 月 11 日 (水曜日)

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和3年8月11日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	村岡賢一君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	菅原辰雄君	山内孝樹君
	後藤清喜君	

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高橋伸彦

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後1時30分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

また、脱衣も許可しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、私から一言挨拶を申し上げます。

あいにくの少し小雨となっております。皆さんには本当に御苦労さまでございました。

まず、東京五輪の開催についてですが、皆さん御承知のとおり、日本では本当に史上最高の58のメダルを取得したということで、皆さんも御家庭で楽しくテレビを御覧になって感動したと思います。

菅総理が復興の五輪と言っておりましたが、それよりも、このコロナ禍の中で、非常に全世界からもいろいろ賛否両論の話が出ていましたが、何とか大会開催中は、この8日にですか、無事終了したということでございます。

この後、パラリンピックもあるようですが、むしろこれからコロナもだんだん強くなって、感染力の強いデルタ株のようなものが出て、これからが心配のようでございます。

前置きはそれくらいにして、今日は午前中、町議会の8月会議を開催いたしまして、時間がかかりました。午後は特別委員会の開催でございます。

本日は、特に大変お忙しい中、この補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会に、宮城県の農業共済組合参事の酒井正行様、そして宮城県農業共済組合迫支所長の瀬ヶ沼一久様、そして宮城県農業共済組合迫支所総務課長の千葉浩様、宮城県農業共済組合総務部総務課の板橋英昭様など4名の方に御出席をいただきました。本当にありがとうございます。

これから開会するわけですが、委員の皆様におかれましては、これまでの委員会の審議を踏まえまして、慎重審議でひとつお願ひしたいと思いますし、委員会は時間延長が大分続いておりますので、議事の進行についても皆さんの御協力を賜わりたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

本日の調査は、先月21日に開催された本委員会で議決された当該事件の調査に関する参考人の方々をお招きして、参考人質疑を行うものであります。

本日の委員会には、宮城県農業共済組合の酒井正行様、同組合迫支所長の瀬ヶ沼一久様、同組合迫支所総務課長の千葉浩様、同組合総務部総務課の板橋英昭様の4氏においておいでをいただいております。なお、4氏に併せて参考人として出席要請を行うこととして過日議決されました町産業振興課の元課長2名の方々については、議長をして出席要請を行いましたが、出席を了承いたさないといった旨の返答がありましたことから、本日は4人の方々においておいでをいただいての参考人質疑を行うものであります。

本日の参考人質疑については、最初に私から参考人に質疑をし、それに対し参考人から回答、意見をいただき、その後、各委員から参考人に対する質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、参考人質疑を行います。

本日の参考人質疑は、南三陸町議会委員会条例第26条の2、各項の規定に基づき行うものであります。

改めて申し上げますが、本委員会における調査を進めてきた中において、南三陸町有害動植物等対策協議会の統括事務局を置くとされていた宮城県農業共済組合迫支所、そして町補助金の不正な流用を行ったとされる元職員の勤務先であった農済迫支所において、本事案の調査等に関わられた方々においておいでをいただき、不正流用が行われた当時の状況等について質疑をただすことが、本委員会の調査に資するということで、参考人質疑を実施するものであります。

まず、本日おいでをいただいた4人の方々から御発言があれば、これを許します。参考人の御発言をお願いいたします。宮城県共済組合の酒井正行さん、お願いします。参考人、お願いします。

○酒井正行参考人 ありがとうございます。

改めて申し上げさせていただきます。私、宮城県農業共済組合の参事を務めております酒井正行です。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、今日一緒に3名お邪魔していますので、その3名を改めて御紹介させていただきとう存じます。

○委員長（山内昇一君） すみません、マイクをちょっと近づけてお願いします。座ったままで結構ですから。

○酒井正行参考人 はい。

そうしましたら、御紹介させていただきますが、同じく宮城県農業共済組合の総務部総務課
板橋英昭でございます。

○板橋英昭参考人 板橋です。よろしくお願ひします。

○酒井正行参考人 代わりまして、本組合の迫支所、支所長の瀬ヶ沼一久でございます。

○瀬ヶ沼一久参考人 瀬ヶ沼です。よろしくお願ひします。

○酒井正行参考人 同じく迫支所の総務課長千葉浩でございます。

○千葉浩参考人 千葉です。よろしくお願ひします。

○酒井正行参考人 続けて、一言申し上げさせていただきたいと思います。

このたび、この不正流用を行った当事者、紛れもなく N O S A I 宮城、本組合の元職員でございます。皆様には大変な御迷惑をおかけしましたこと、併せて南三陸町の皆様の信頼を裏切ってしまったこと、この場でおわびをさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○委員長（山内昇一君） それでは、まずもって私のほうから、お配りしておりますところの資料、参考人から意見をお聞きしたい事項ということについて質問させていただきます。

それでは、配付資料を御覧いただきます。

まず、読み上げます。

1つ目として、南三陸町監査委員から当町議会議長に提出された財政援助団体監査の結果によると、南三陸町有害動植物等対策協議会の統括事務局を宮城県農業共済組合迫支所が、「組織」として担っていた認識はなかったとの言質を得た旨、報告されております。このことについて、改めて事実の確認をさせていただきたいと思います。

次に、2つ目として、今般の不正流用事案が発生していた当時、農済迫支所においては、所属する職員個々の日々の勤務をどのような方法で管理し、また、どのような方法で把握されていたのか、不正流用を行ったとされる農済迫支所の元職員に関し、御説明をお願いしたいと思います。

そして、3つ目として、これまでの当委員会の調査で、不正流用が行われていた当時、当該団体の本部は町の産業振興課に、また統括事務局は農済迫支所に置くとされていたこと、そして、不正に流用された町の補助金は当該団体の口座に入金されていたことが明らかとなっています。その一方で、町当局は、不正流用を行ったとされる農済迫支所の元職員を相手

として、詐欺罪を念頭に南三陸警察署に被害届を提出した旨、当委員会において発言されております。当該団体の統括事務局を置くとされている農済迫支所が、町が被害届を提出する前の段階で、当該団体の本部を置く町の農林水産課と「考え方の調整」等を行った経緯があったのかについて、確認をさせていただきたいと思います。

以上3点について、参考人の発言を求めます。よろしくお願ひします。

それでは、酒井参考人さん、お願ひします。

○酒井正行参考人 それでは、お答えさせていただきます。

御質問のまず1点目であります。統括事務局を担っていたという認識がなかったということについては、そのとおりでございます。

当該団体及び元職員の状況については、次のことが挙げられます。

1つとして、関係する文書、書類等が支所に届くということはなかったということ、1点目です。

次、2点目、総会等の開催が行われていなかったこと。

3点目でございます。同協議会に関する資料作成、それら全てを当事者は自宅で行っておったこと。

4点目です。同僚の職員等、周り、周囲の者から聞かれた場合、事務局は町の職員と一貫として当事者は答えていたという点。

以上4点のことがありまして、事務局を担当していたこと、当該団体の事業活動についても、組合として知る機会がほとんどなかったというのが実態であります。

2つ目の御質問の回答でございます。これに関しては、元職員のみならず、職員の管理の点は、全ての職員について同じであります。元職員については、農業共済事業と南三陸町の地区担当職というのがございます。こちらについては、管内のそれぞれ集落のほうに共済部長というのを配置しておるんですが、その共済部長さん及び農家の方々を公用車により訪問しておりました。これが地区担当の職分です。併せて、業務として、農協さんはじめ関係機関・団体を訪問することもあったと認識しております。

その職員の管理については、何種類かございますが、1つは、公用車を使用した場合は公用車の運行日誌というのがございます。行先、時間、キロ数等々を管理しております。

2つ目は、業務日誌といって、その1日の業務の内容を記録するものです。細かいものでありますと、農家の方々のお宅、どちらのお宅に訪問したといったような記録をするものもございます。これが業務日誌でございます。

もう一つ、出張、管内出張、管外出張問わず、会議に出席した場合には、会議の復命書、当然ながらこれらを記録し、出張命令であれば出した者へ復命するという作業がございますので、それらをもって常に職員を管理しておったということでございます。

ただし、いずれも、まずは本人、自己申告で記録するといったことを管理職に上げて、所属管理職、さらには支所であれば支所長が決裁するといったような方式です。

ごくまれに、国の補助金を頂戴して運営している団体なもんですから、そのうち何点か抽出して訪問先に確認するという作業もたまにございますが、基本的には職員本人が記録したものを決裁するといったようなやり方で管理してございます。

3つ目の御質問でございます。当該団体の本部として、農林水産課さんと考え方や対応等についての調整を行ったかという御質問でございますが、農林水産課さんと単独での考え方の調整、打合せを行ってきたということではなく、町の総務課さんを含めた中で、町と我々農済のそれぞれの対応等については、常に情報交換等を行ってきたつもりでございます。

よって、町としての対応方針等については、組合としても承知をしておりましたという回答にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

ただいまの酒井参考人さんの発言に補足するようなことがあれば、同席している参考人の補足発言を許します。（「補足はありません」の声あり）ありがとうございます。

それでは、各委員から参考人に対し伺いたいことがあれば伺っていただきます。

ただいま私が行った質問に対する参考人の発言に対し、疑義あるいはさらなる確認などが必要であれば、それについても質疑をなさっていただいて結構です。

質疑をお願いします。どなたかございませんか。千葉伸孝委員。立ってお願ひします。

○千葉伸孝委員 本日は参考人として御出席いただきまして、誠にありがとうございます。町の参考人が2人予定していたのですが、出席しない中で、本当に出席に対しては厚く感謝申し上げます。

まず1件目なんですが、南三陸町として10年間、総会も開かず、監査もしない町の協議会の在り方に、補助金助成を交付していたこと、どう思いますか。その辺、率直にお聞きしたいと思います。

あと、2点目として、議会の特別委員会の中で、着服した人間が悪いという意見をどのように考えますか。

この2点、初めにお聞きします。

○委員長（山内昇一君） それでは、板橋参考人、お願ひします。座ったままで結構です。

○板橋英昭参考人 すみません、議員の皆さん、立って御発言されるので、私どもも立って発言させていただいたほうが何となく落ち着くものですから、立って御発言させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） すみません、マイクをちょっとまた近づけていただければ。

○板橋英昭参考人 すみません。

2点あったと思いますけれども、まず10年間、総会も監査もされなかつたことについてどういうふうに思っているかということについては、正直申しますと、どうしてなんだろうというのが率直な感想でしたし、事案、調べていけばいくほど、なぜなんだろうというところで、そういう思いが大変強く思っているところであります。正直は、なぜそんなような状況になってしまったのかというところ、私どもも正直は、その原因というところを知りたいというところであります。私どもとしては、これ以上のことはちょっと、なぜというところは分からなかつたので、そういうふうな思いがいっぱいです。

それから、2点目のほうの、着服した人間が悪いと。もちろん、先ほど冒頭、酒井参事、おわび申し上げたとおり、最初の原因をつくったのは、そもそも私どもの元職員ということですから、それは大変申し訳ないですし、大変な、本人が一番悪いというふうには思っています。

ただ、先ほども、第1点目、御質問あつたとおり、そうなつた背景として、やはり1点目の御質問も大きな原因としてあるのかなというふうに思つていて、当事者が一番悪いということは間違いないと思いますけれども、10年間、その結果としての金額というところについては、やっぱり①番目との関係というのも大きいのではないかというふうに感じています。以上です。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございました。

では、千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 私も、参考人の考えているとおりだと思います。幾ら大震災があつても、10年間、総会も開かず監査も開かない。これが最大の原因で、そして10年間、元職員がこういつた犯罪に手を染めてしまった。これも、やっぱり町の原因もあるし、あと当人の原因も私はあると思います。その辺は、今、答弁いただいた酒井さんと同じです。

そして、この辺を踏まえて、私は10年間も支出した交付金の使途を確認しないままで1,600

万円もの町民の税金を監視しない町に疑惑を持ち続けています。そして、この問題に向き合ってきました。

また、町の参考人2人の前職員の出席もしないことにも違和感を覚えます。潔白ならぜひ出席していただきたかったと。このように私は思います。

そして、この問題の深刻さを理解できない町にも問題があると思います。

そういった中で、先ほど参考様のほうから答えがあった、この職員の所在というのが、町との関係はあるんですが、共済としての立場、この辺はどんな位置にいたのか。そして、報酬は共済として、この職員に支払われていたのか。そういった中で、今回のこういった流用に関して、上司だった方が、ふだんの生活が、乱れがあったとか、そういった監視に関しては、共済としては知り得ない部分だったのか。何とかその辺を共済として、やっぱり職員のモラルとかルールとか、その辺関係はふだんからコミュニケーションを取りながら確認していくべきものだと思います。それがコンプライアンスのための一つの方法だと思いますが、その2点ですね。報酬は出ていたのか。あと、生活の乱れはなかったのか。そんなところから、やっぱり問題点があぶり出されるような気がしますから、その2点について、お答えお願ひします。

○委員長（山内昇一君）　酒井参考人、お願ひします。

○酒井正行参考人　1つは、その報酬に関してですが、今回の不祥事件、発覚するまでは当然ながら通常の職員でございますから、我々の場合は給料、俸給を支払っております。

もう一点、そういうコンプライアンスの観点から、簡単に言えば、見抜けなかった、そういうそぶりはなかったのか、様子の異常はなかったのか。こちらに関しては、信頼の厚い職員でございまして、当事者、元職員は業務、その配属されている課、部署の仕事に関しても、先ほど申し上げた、地区担当としての、農家さん、組合員への接触についても、信頼のおける職分内容でございました。

それらが、こういった不正流用のお金を使って、例えば派手な振る舞い、服装でしたり、遊ぶ行動等に関してなんですが、こちらもほとんど変わりはなく、後からの本人の調査、供述にもあるんですが、そういったそぶりを悟られないようにしておったということを聞いております。

使途については、具体的な部分は警察のほうの調査に委ねるところでございますが、こちらも本人の供述によりますと、遊興費と。中には、幾らか物を買ったというのにはありますけれども、ほとんど遊興費という答えを聞いております。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今、参事様の、この職員を見た目というのは間違いなく、あと仕事内容に関してもそのとおりだと思います。

私も、入谷地区、また歌津地区を回ってみたんですが、いい職員だったと。共済の営業活動、一所懸命やっていたと。そういうた話しか私のところにも聞こえてきませんでした。

しかしながら、今回の問題の発生というのは、当人の出身地の南三陸町、やっぱりここには接点があって、その関係のあるところに回って、着服も何も関係なく普通の業務をしていたと。そういう中で、信頼関係は、今、参事参考人が言ったように、何であの人がというような声を多く聞きました。

だから、その辺は、犯罪というのは、やっぱりそういった人たちも私は起こすし、あと最初の答弁の中で、自宅で書類を処理していたと。この辺も、私は見抜けるチャンスというのは幾らでもあったと思うんです。幾ら、通帳2枚作った、偽造の判こを作っていたといつても、その辺というのはおかしいなということは、管理職の皆様が、どっかでそういったところが、あの職員ちょっとおかしいなというのは、私は見抜けたと思います。それがなれ合いの中にあったのかなということも一理あると思います。

そして、南三陸町の、さっき参考人の参事が話された、農林水産課よりも総務課との結局、接触のほうが多いといったような話もしていましたが、取りあえずそういった南三陸町、地元の役場、その関係した人たちも、本人との関係が根深く私はあったような話も聞きます。

そういうことを考えると、こういった南三陸町のこれまでの慣習、共済金、助成金、いろんな面でのお金の支出に関しては、まだまだ不明瞭な部分があると思いますので、今回の事案が発生したことによって、私は、町が変わることと、こういったことが二度とないような町の体制を求めています。

方針も出ていたということを聞きましたので、じゃあ1,600万円もの10年間で、それを何に使ったんだというような疑問を持ちます。それは分からないように、発覚しないように内々でやっていたということなので、その辺は緻密にやっていたような気もします。

ただ、共済様の対応を見ていくと、真摯で、うちのほうの代表監査のほうにも、あと議会の議長の聞き取りにも懇切丁寧な説明をしてくれたと。あと、報告書でも読む限り、すぐ職員の懲戒とか、その辺もなされたということは、この問題に対して真摯に向き合っていることだと思いますので、何とか、この職員ばかりを責めるだけじゃなくて、取りあえず職員も反

省しているなら、うまく何か復帰させる方法とかその辺も考えながら、農協さん、そして町のほうにもその辺はじっくり取り組んでもらいたいと思います。

今日は本当にありがとうございます。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。星喜美男委員。

○星 喜美男委員 農済組合の皆さんには大変お忙しい中、ありがとうございます。御苦労さまです。

確認させていただきたいと思いますが、令和3年4月1日付で、職員による不祥事件の御報告とおわびについてという、こういった報告をいただいております。その中で、不祥事が発覚したとか、その内容等もあるんですが、中段からですが、このような不祥事により、組合員皆様及び関係者各位の信頼を裏切ることとなり、組合の執行責任者として大変遺憾なことと厳粛に受け止めております。内部調査の結果を踏まえ、職員懲戒委員会及び理事会を開催し、当事者については3月29日付で懲戒解雇、参事及び支所長を減給としたほか、関係管理職員の処分をいたしました。今後は、弁済請求と刑事告訴を行い、経緯等、細部の調査を進め、全容を解明した次第、御報告申し上げ、執行者としてのしかるべき責任を、3役をはじめ役員全員で負ってまいります。

そのほかにもあるんですが、この時点ではこのような受け止め方や対応が正しいということでおったのかどうか伺います。

○委員長（山内昇一君） それでは、酒井参考人さん。

○酒井正行参考人 ありがとうございます。

令和3年4月1日の書面については、私が原稿として作成したものを組合長に提案して採用されたものでございます。

文書中にもありましたとおり、いち早く本人がその不正流用、その時点では横領かもしれませんでしたが、そのことを認めているという内容から、いち早く組合員にお知らせする必要がございました。理事会、委員会等を開催を重ねまして、緊急のですね、さらには職員懲戒委員会に諮り、理事会として懲戒処分を決定しております。

その後3日足らずで、マスコミ、新聞記事が上がる前に組合員にお知らせできた書類、それが4月1日付の書類になります。

当然ながら全ての調査は終わっておらず、具体的に申し上げますと、当時の管理職でしたり、当事者への調査等々、全てが終わっている状態ではございません。あるいは、中には4つの通帳、この南三陸町さん以外の通帳ですね、そちらに関しましては、本組合の関係組織でご

ざいます共済部長会、あるいは組合員を構成とするべーごこという通帳、そちらのほうはいち早く弁済する必要がございまして、そういう意味合いも込めて、そちらのほうに記載してございます。

この文書は、総代、共済部長のみならず、組合員全員が目に通しますので、直接の被害者である部長会の役員の方々、畜産農家の方々、全てが御覧になる書類でございます。当然ながら、本組合の職員であることは間違いない、全く見抜けなかったというのも言い訳にすらできないので、当然ながら役員全員の責任ということで、その文書を起案しまして決裁をもらったものです。

そういう趣旨のもので出させてもらった以上、そちらの時点ではまだ書かれていませんが、その後さらに5月に入りまして、通常総代会前に、これもまた理事会で決定して、役員全員が報酬の減額ということを決めてございます。

それに関しましては、理事だけじゃなくて、監事、監事は当然ながら受任事務としていましたので、監査の範囲ではございませんが、これもまた本組合の所属する職員だということを重大にとらまえて、同じように報酬の減額を決めて、実際、実行しております。

そういう時点の内容の書類ということで御理解いただければと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 急いで組合員に知らせるということは一つ方法といいますか、取組としてはすばらしいことだと思うんですが、ひょっとしたら不本意な処分を受けられた方も出てくるのではないかという感じがするんですが、その辺はいかがなものかということと、もう一つは、その後に明確に共済組合がこの事業を受任していないということで話されているそうですが、その辺の明確に分かってきたのはいつ頃の時期なのでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 板橋参考人。

○板橋英昭参考人 1点目の、懲戒処分の関係で不本意に思っている職員も、役員も含めてという御質問なのかもしれませんけれども、そういうものがあるのか、ないのかということあります。職員の懲戒処分については、組合の規則にのっとって、もちろん対象職員はどうするのかということで原案をつくりまして、懲戒委員会に諮ってと。懲戒委員会に諮る前には、もちろん当人たちから、もちろん当事者はどのような処分も受けますというような思いで、その当時からいましたので、反省もしておりますし、どういうふうな処分も受けますというようなことでした。

それ以外の管理職、私を含めて、ここにいる4人全員処分しているわけでありますけれども、

どういう状況で処分をするのかということについては、それぞれ職員から話を聞いて、当事者から聞いた話をして、了解をしているところであります。もちろん、懲戒処分をされて気持ちがいいわけではありませんけれども、不本意だというふうに思っている職員はいないというふうに私は思っております。一緒に反省をさせていただいていると、猛省をさせていただいているというふうに思っております。

役員につきましても、このことについては役員の責任のありようというの、役員会でも何回かやり取りをさせていただいて、当初は最高責任者だけというようなお話もありましたけれども、いろいろ協議していく中で、事の重大さを考えれば、全員でその責任は取るべきだろうというような役員の中からの御発言で、先ほど酒井参考の申し上げたような責任のありようというようなことで取らせさせていただいているということであります。

それから、2点のことについては、いつ頃に事務を受任していないことが分かったのかということでしたけれども、このことについては、当議会、特別委員会にもその都度御報告があったのかもしれませんけれども、我々としては、本人が認めたのが、令和3年3月16日に流用を認めたということであります。その時点で、何でということで、何で当事者がそういうことができたのかということなので、正式に受任していないのに、そういう事件が発生してしまったということを判明したのは、正式には令和3年3月16日ということになります。その時点で、組合として受任していない通帳と判子を職員が持っていたということを判明したのが3月16日ということになります。以上です。

○委員長（山内昇一君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 それで、このようなトラブルになって、多分、組合員の皆さん、大変いろんな心配をされていると思うんですが、今後のこの防除事業等に影響は出ないような方向で、ぜひ南三陸町の農林業の方々にしっかりと支援をしていただきたいと思います。

今後の事業展開についてはどのようなお考えでしょう。

○委員長（山内昇一君） 酒井参考人、お願ひします。

○酒井正行参考人 今後の組合の事業運営あるいは職員管理という御質問でよろしかったでしょうか。これにつきましては、こちらも複数回、再発防止策という表現で、職員の業務会議、あるいは理事で構成する理事委員会、最終的には理事会で、ある程度まとめてございます。

最大の原因と考えるのは、倫理教育、職場である教育が全てとは思いませんが、一番基本となる部分の、そのよしあしの、恥ずかしいことですが、そういった教育がまだまだ足らなかつたんじゃないかということが1点目でございます。

2点目は、それができたとしても、でき得る最大限の牽制を取れる体制にしなければならない、目で見えるですね、それで着目したのが、部署の異動は定期的にしておりますが、残念ながら、さつき、最初、冒頭のほうで申し上げた地区担当職は異動が足りていません。正直に申し上げますと、10年近く同じ地域の地区担当というのが今回の調査で分かってまいりました。もちろんそれは支所のみならず、県内全域を調査した結果でございます。

何とかして、魔が差した、倫理観を失ってしまったとはいえ、そういった牽制が利けば途中で最小限に食い止められるんではないか。その一つの再発防止策が、地区担当の定期的な異動ということを掲げております。

ただ、掲げただけでは絵に描いた餅でございます。どうやってそれを持続して、それを検証していくかということで、今現在そちらのシステムを構築中でございます。

最初に申し上げました再発防止策については、6月の理事会で決定し、これから農水省に報告する部分でございますが、その細かな、どういった様式を使って、私どもにも監査室という室がございますので、そちらのほうを経由して、間違いなく固定せず異動しているというのを監査室で確認して、組合長に決裁を、確認をしていただくという流れを今つくろうとしているところでございます。

大きく掲げれば、以上の2点、倫理教育をどうやってやっていくか、各支所、部署ごとにやったほかに、やはり本所から巡回してといったやり方を構築する必要があるというのが1点目、2点目は、そのシステム、人事を固定せず、通常着目しがちなのは、何々課、何々部なんですが、それ以外の、今言った地区担当職をどうしても固定してしまうと、労働管理を行っても、5分、10分間の間に役場さんにお邪魔して、何か違うことをやってしまったりということが発生しますので、その牽制の意味が2つ目。

大きくは、その2つを掲げて今取り組んでいるところでございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

よろしいですか。ほかにございますか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。参考人の皆様には、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

私のほうから、いろいろと今、御説明いただいた以外に少しありますので、お伺いしたいと思います。

まず、回答いただいた中で分かったこともありますけれども、疑問に思ったところは、本人は中堅職員だと思われるんですけども、部下がいたのかということと、登米市から南三陸

町に出てくるとき、当然ながら仕事と家、出張命令があります。先ほどの御説明の中では、仕事が終わって帰ったときの復命書がなかったということがお話しされていましたけれども、その前の出張命令というのは決裁に出されていたのか。組織として、そういうものが流れとしてあったのか。その辺をお伺いいたします。

それから、私も農済さんから組合員さん宛てにおわびの書類がございます。その中から言うと、今後は弁済請求と刑事告訴を行い、経緯等細部の調査を進め、全容解明したとき報告しますとありますが、今現在4か月たっていますので、調査の結果、全容解明はできたのか。終わっていないとすれば、いつ頃解明できるのか。それとまた、弁済請求と刑事告訴はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

先ほどの中で、執行者として取るべき責任を、3役をはじめ役員全員で負うと、この中にはあるんですけれども、役員さん方、先ほどのお話の中ですと、役員全員の減俸ということをお話になされましたけれども、役員さん方は何名いらっしゃるのか。その辺お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君）　酒井参考人さん、お願いします。

○酒井正行参考人　1点目でございます。当事者は、元職員は中間管理職でありますところの課長補佐、私どもの組合の職名で課長補佐でございます。よって、その下に係長、あるいは主事の部下はございました。支所の場合は、課長、課長補佐、係長、主事の順番でございますので、課長補佐の場合は部下がございます。

2点目でございます。出張命令、その出張のタイプ、場所、管内なのか管外なのか等々、違いはございますが、命令あるいは出張命令伺は全てございます。出張して、それが出されないなれば当然、管理職が注意事項、指摘しますので、そちらはございます。

ただ、私が最初のほうの質問でお答えした復命書がないというのは、会議自体がないから復命書ないです。例えば、そういった各種協議会、県内各地にございます。今回の当事者のように、事務局でなくとも、構成員に職員がなっているケースは多々あります。それらに関しては、総会に参加すれば、帰ってきて復命書に、こういった総会の資料です、総会の資料と申しますれば、必ずといっていいほど規約が後ろについています。それらを見て、管理職は把握するわけでございます、今現在もですね。

こちらに関しては、そういったものが、総会やその他の会議等がございませんので、復命はほとんどなかった。唯一29年に、総会ではないけれどもという会議がございましたようですが、ほとんどの場合ないので、復命書はないという意味で冒頭お話しさせていただきました。

3点目でございます。全容解明、こちらは残念ながら全容解明はまだまだ見えておらず、時期すら予測できません。この4月1日の組合員宛ての文書の後、5月20日付で同じように文書を出しておるんですが、そちらの時点でも役員の責任は載せておるんですけども、全容解明には至っておりません。本当の意味での全容解明は、当然、警察のほうの調査等が全て終わらないと、本人の自供、当時の関係者の調査結果だけでは全容解明とはならないというのが本組合の見解でございます。

ただ、搖るぎないものがあるので、その部分で、例えば懲戒処分ですとか、役員の責任の度合いですとか、再発防止策、これだけはもう原因の一つだよねというのが、先ほど申し上げた部分ですから、そちらは全容解明を待たず対処する必要がありますので、人事異動にしろ配置転換にしろ、そういうのがいち早くですから、それらも全容解明を待たずに実施すると。理事会を決定して、通して、開始して、国に報告するという流れで今動いております。

4つ目、併せて刑事告訴の関係ですが、刑事告訴、あるいは被害届等についても、私どもは理事会で決定して進めておったんですが、例えば5割、6割の調査結果が、7割、8割と進んでいく中で、いろんな供述等を受けながら、今回の4つの通帳全てに関して、被害者は組合とは言えないという状況になってしまいまして、私どもの顧問弁護士に相談した結果も、顧問弁護士の見解も、その通りですと。被害者とならないというのは、イコール、告訴はできませんと。告発ならできますといったことで、方向転換をしなければならない状況にありますが、これも先ほどのことの繰り返しになりますが、まだ全容解明していない時点なので、今のところ、そちらも保留になっております。

本組合の場合は、先ほどちょっと触れた志津川共済部長会、それからベーコンクラブ、この2点について、佐沼警察署のほうに被害相談という形の時点でございまして、まだ被害届すら至っておらないという状況です。

よって、相談したところ、捜査はしますということで、関係書類を、あるいは通帳等も警察のほうに提出しておる状態ですので、こちらの回答としましては、今のところ刑事告訴関係は進捗、進んでございませんという回答にさせていただきます。

最後、役員、今現在なんですが、理事は23名、それから監査を行う監事3名、合わせて役員26名でございます。

以上でございますが、もし落ち度があればもう一度御質問いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

及川幸子委員。

○及川幸子委員 ありがとうございました。

ただいまの説明の中で、理事さんと監事さん含めて26名というお話でございました。この役員全員の方が減俸するといったとき、賛否があったかと思われるんですけれども、その辺もし差し支えなければ、全員ではなかったということでいいのか。その辺お伺いします。

○委員長（山内昇一君） では、酒井参考人さん、お願ひします。

○酒井正行参考人 理事会の中でも、本協議、本理事会の、もう決議する段階においては一切ございません。ただ、前もって、開催する専門委員会的な委員会というのがあるんですが、代表者で集まる、そちらの時点、早い段階では意見は分かれたこともありました。というのも、先ほどちょっと出たかもしませんが、同じ理事の中でも、組合長理事、副組合長理事、筆頭理事というふうに、ちょっと言葉、語弊あるかもしれないんですけども、段階というか、責任度合いがございます。

なので、そういうトッピクラスでというのを本来、私どもの組合長、提案したんですが、逆に、全員ですべきだろうということで意見は分かれました、当初。ですが、調査、議論等が進むうちに、どうしたってこの倫理意識を欠いた職員を出したこと自体、役員全員の責任だろうということで、その減額の金額を決める前の段階で、もう全て、全員で責任を負おうじゃないかということにはまとまっておりました。

その後に、今度は、ストレートに言いますが、年報酬の何%を減額しましょうかという段階においても、いや、それじゃ少ないんじゃないかな、もっと上、5%で足りない、10%じゃないかという意味では議論はありましたが、質問の趣旨にあったような議論はなかったというふうに記憶しています。以上です。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

及川委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに御意見、質疑ございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですか、先ほど再発防止の観点から、人事異動を今後していくということだったんですけども、この事案が発生した当時ですか、当初というか、どのような人事関係だったのか、もう少し詳しく伺えればと思います。例えばなんですか、人事異動をしようとしても、本人が何か渋るというんですか、そういうことがあったのか、なかったのか。そういうことも含めて、今後は人事異動を密にしていくということだったんですけど、当時の状況を参考として伺いたいと思います。

あと、もう一点は、先ほどの質問の中からも出ていたんですけども、4つの通帳という、そういうこともありました。そこで伺いたいのは、私も4月1日に配られた、報告とおわびについての確認なんですかけども、総額は1,740万円で、そして、うちの町の分は13万円ということなんですかけども、その他の部分はじめ、今回この事案があったときに、当然、当事者に弁済させるという、そういう方向だったんでしょうけども、そこで伺いたいのは、現段階で、何か農済さん関係のほうの分はほとんど弁済が進んだというようなことも伺っていますけども、その具体、たしか200万円から300万円ぐらいだと聞いたんですけども、そういったことと、それと併せて当町の1,600万円の分なんですかけども、それは、先ほど来、質問の出ている、受任事務をしていなかったという、そういうお答えあったんですが、そのところの受任事務のあった、なかったの確認というのは、農済さんだけで確認だったのか、それとも当町との協議というんですか、やり取りがあったのか。そのところの時点を少しお話しいただければと思います。

○委員長（山内昇一君）　酒井参考人さん。

○酒井正行参考人　御質問、まず1点目でございますが、人事異動の関係でございます。人事異動、2通りございます。専門部、支所の場合は専門課、具体的に申しますと、総務課から始まって、農産課、家畜課、建物・農機具課という部署の異動は、県庁のほうでも管理監督部署、農済を監督する部署がございまして、毎年確認される都合上といったら語弊がございますが、定期的に人事異動を徹底しております。

一方、地区担当職というのは、それほど重要な責任度合いの強い職務ではございませんので、組合の広報紙を配布したり、各種共済事業の申込書を回収して歩いたり、そういった職分なので、そういった定期的な、やっている部分はありますが、徹底的に3年ないし5年内に異動というのは徹底されておりませんでした。これは支所に限らず、県内全体で定期的に動いている職員もあれば、なかなか動かしづらい点もあります。

ただ、決してそれは本人がその異動命令を聞かない、反発するということは一切ございません。こちらで適材適所を考えるんですが、そのとき頭をよぎるのは、やはり距離でございます。ある程度近場ですと、どんどん異動できるんですが、遠くですと、やはり住居等の関係もあって、比較的頻繁に動かないケースのほうが多い、正直申し上げまして。そういった実情はございます。それらを、再発防止策の中では徹底してまいりましょうということで、細かい部分の詰めに入っています。

2点目、当事者の弁済状況でございますが、まず、あくまでも組合の独自の調査によるもの

ですから、その交付金等に着目したものでもございませんし、あくまでも本人の認める、自供するといったものから拾い上げた金額でございます。

まず、南三陸町有害動植物等対策協議会、1万円未満省略しますが、1,608万円でございます。それから、その下部組織であります南三陸町志津川地域農作物病害虫防除協議会、こちらが6万円でございます。ただこちらは、先ほどの本体、南三陸町協議会、当該団体と関連するものですので、あくまでも本体に入った金額が志津川に流れると考えますと、この2つは一緒、セットかなというふうに私のほうの調査結果ではなっています。

3つ目、ベーゴコくらぶと申し上げますが、酪農家さんが何名か複数で共同で貯金をしておったと。その貯金で私どもの掛金を納入いただいたおったんですが、そのお釣りの部分が通帳に残っております、それを当事者は不正利用、いわゆる横領、単純横領になりますが、横領しておった。こちらが104万円です。

最後、志津川共済部長会、これは本組合の基礎組織の団体ということになりますが、こちらが13万円です。この13万円も、通常、私どもでは通帳を預かりませんというふうに主張しておったんですが、そのときに1回だけ13万円を下して横領してしまっているということ。それらが、先ほどの文書の記載の根拠でございます。

その次に、委員さん御質問の返済のほうなんですが、さっき言った3つ目のベーゴコくらぶ104万円と志津川地区部長会13万円は、被害者もはっきりしていますし、私どものほうで回収して、それぞれ被害者の方にお支払いさせていただいたという流れでございます。

それで、当事者のほうには、その金額が実際こちらに受け取る前に、そういった、あくまで相対の協議になりますが、悪いことしたんだから返してくださいねということには判こは押していただいている。ただ、南三陸町の交付金に関する部分については、南三陸町さんのほうの金額も定まっていないですから、そちらの分については、そういったものを、そちらの指示に従ってねというものに判こはいただいている。

もう一点、最後の3つ目の受任事務でございますが、正式には受任事務と申し上げますと、契約書を取り交わして、今では契約書も理事会の承認が必要でありまして、理事会の承認を受けて、有料、無料ありますが、ほとんど手数料については無料ということさせていただいて、決定していきます。それが当時、18年、あるいはその後の震災23年と、受任事務として取り扱っている件数は、20件以上は当時はございます。

それで、そういう場合、当然ながら農済のほうで事務局をしているものですから、何か通知とかの場合は郵送等で地方農業共済組合内何々協議会御中というふうに通常来るものな

んですが、当協議会に関しては、後から聞けば、当事者が手渡しで受け取っていたというこ
となんですが、一切そういうものは来ないので、目に触れる機会はほとんどなかったとい
うのが後からの4月以降の調査で分かっております。以上です。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ありがとうございます。

では、人事異動の件に関しては大体分かりましたので。そこで、この回収した分、その他な
んですけれども、先ほど参事のほうから、今、調査中というか、警察とのあれであると言
うんですが、現時点では分からんでしょうけれども、農済さんとしての被害額というか、
そういうたやつはどれぐらい。

○委員長（山内昇一君） 酒井参考人さん、お願ひします。

○酒井正行参考人 共済組合としての被害という御質問というふうに受け取りましたが、お答え
はゼロでございます。例えば、私ども共済事業というのは保険でございますから、保険の掛
金ですとか、農家さんから集金してきた、あるいは納入いただいた掛金ですとか、農家さん
にお支払いする共済金とか、そういうたものを横領すれば業務上横領ということで被害にな
ります。あるいは、掛金、共済金以外でも、組合に保留している通帳から引き落とされて横
領された場合、これも組合の被害額というふうになります。

ですが、今回の共済部長会にしろ、共済組合のお金ではないので、共済組合としての被害額
はないという判断でございます。組合の調査でもそういう判断ですし、私どもの顧問弁護士
の判断もそうですし、佐沼警察署の判断もそのようあります。ただそれも、全て捜査は終
わっていないので、誰かがうそをついていれば、すみません、少し余計な発言ですが、警察
の調査は調査で、それを持つしかないと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、被害額はゼロということで確認させていただきました。

そこで、今回この協議会、5月に開催があったんですけども、当初の協議会は森林組合と
か共済さんはじめ、充て職的に名前がない段階、状態での委任でしたので、そのところを鑑
みると、特に農済さんの場合は事務局を担ったという、そういう経緯ですので。

そういうことも含めて、先ほどの、被害額はなかったと言うんですけども、こういった
状況が起きたことに対して、本人は懲戒になっているからなんですかけれども、その道義的責
任というか、そういうたものは農済さんとして少しも感じるところはないのか、その点。

ここでは、この委員会は責任を追及する場ではなくて、原因究明の場ですので、そういうた原因が少なからずはあったのか、なかったのかの確認だけさせていただいて、終わりとします。

○委員長（山内昇一君）　酒井参考人さん。

○酒井正行参考人　本組合の理事会としても、あるいは私から考えても、今回の事件に関して責任が全くないとは思ってございません。最初のほうの御質問にありましたとおり、倫理意識がないというか、落ちている職員を発生させてしまったということに関して、最大限の責任があるというふうに捉えております。

ただ、業務上横領みたいに、こういった集金のシステム、こういった通帳の管理が悪いから発生したんだといったような、そのシステムに関する事務手続を監督する部分での責任は考えてございません。なので、再発防止策も、でき得る範囲の管理に関する再発防止策、どんな立派な再発防止策を立てても、そういったことを見抜けなかつたり、あるいはでき得る牽制を行っていなかつたりすることが再発させてしまうので、その部分だけ掲げて、それを徹底して、長く継続していくという所存でございます。

答えは、再発防止も含めて、そういった責任を感じています。以上です。

○委員長（山内昇一君）　ありがとうございます。

今野委員さん、よろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございますか。ほかになければ、では及川幸子委員、2回目でお願いします。

○及川幸子委員　私のほうから大変申し訳ないんですけども、もう一点だけお伺いいたします。今までのお話を聞いた中で、共済さんの内部統制は取れていたのか、取れていなかつたのか、最後にその辺だけお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君）　よろしいですか。酒井参考人さん、お願ひします。

○酒井正行参考人　ありがとうございます。

私ども、平成27年に宮城県が、8つの組合が統合、合併して、今のN O S A I 宮城が誕生しております。それぞれ、それまでは1つの組合として経営、業務を遂行しておりまして、まま、そのやり方の違い、先ほどの人事異動に関しても考え方の違い、若干ありましたが、5年、6年と経過する中で、本所のほうにも支所からの出身の者、かなり本所の職員というふうに転勤させていただいております。

私も29年まで大崎支所の支所長を務めてまいりまして、仙台のほうに初めて行って、その支所の状況を報告しながら、ほかの支所を知るといった方式で、統一、統制をしてまいりました。

た。

なので、お答えとしましては、内部統制は取られていますというふうにお答えさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんね。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因についての参考人質疑を終わらせていただきます。

参考人の皆さんには大変お疲れさまでございました。ここで退席していただきたいと思います。

（参考人退席）

○委員長（山内昇一君） 次に進める前に、長時間になりますので、少し休憩をしたいと思います。いいですか。じゃあ進めますか。すみません、では継続します。

次に、その他に入ります。

その他、本特別委員会に関し御意見があれば伺いたいと思います。（「なし」の声あり）

よろしいですか。それでは、事務局から何かあればお願ひします。事務局のほうもないようでございます。

それでは、次回の委員会の開催日程についてお伝えします。

次回の会議は、議長と正副委員長で協議した結果、8月19日木曜日、午後1時半から、この会議室で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） それでは、そのように執り進めることにします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

ここで、副委員長から閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（村岡賢一君） 特別委員会、大変御苦労さまでございました。

大体、不正流用事件についても全容がかいま見えてまいりましたので、もう少しで結びとなるように、委員の皆様方の御協力をさらにお願い申し上げます。

今日は終わります。ありがとうございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

以上で町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

大変長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

午後2時50分 閉会